

配慮基準

1	出入口	出入口の有効幅が80cm以上あること。 段差がないか、概ね屋内1/12、屋外1/20以下の勾配の傾斜路により段差が解消されていること。
2	だれでもトイレ	トイレの出入口やトイレ内に段差がなく、出入口の有効幅が80cm以上ある引き戸であること。 トイレ内の寸法が200cm×200cm以上あり、車いす使用者が利用できる空間があること。 洋式トイレ、手すりが適切に配置されていること。 トイレ内に乳幼児が利用できるベビーチェアまたはベビーベッドがあること。
3	車いす対応トイレ	トイレの出入口やトイレ内に段差がなく、出入口の有効幅が80cm以上ある引き戸であること。 トイレ内の寸法が150cm×200cm以上あり、車いす使用者が利用できる空間があること。ただし、床面積が200㎡以下の小規模な店舗、診療所等においては、側方進入の場合、トイレ内の寸法が120cm×200cm以上、前方進入の場合、100cm×180cm以上であること。 洋式トイレ、手すりが適切に配置されていること。
4	オストメイト対応トイレ	人工肛門及び人口ぼうこうの保有者の補装具（パウチ）を洗浄する機能がついていること。
5	乳幼児用ベッドまたは乳幼児用いす	乳幼児のオムツを交換できる台、または、トイレ個室内に大人と一緒に入って乳幼児が利用できるベビーチェアなどがあること。
6	エレベーター（一般用）	一般用エレベーターがあること。
7	エレベーター（点字情報案内あり）	乗車ボタンに点字の情報案内、乗場に警告ブロックがあること。
8	エレベーター（車いす対応）	乗車ボタンなどが高さ100cm程度の箇所に設置されていること。 鏡があり、出入口の足元が見やすくなっていること。 車いすでの利用がしやすい広さであること。（間口140cm奥行き135cm以上） 出入口の有効幅が80cm以上であること。
9	エレベーター（音声案内あり）	階数の案内や扉の開閉の音声案内があること。
10	エスカレーター（一般用）	一般用があること。
11	授乳場所	トイレ以外の個室に、乳幼児用ベッドなどの授乳場所があること。
12	障がい者用駐車場	普通車が駐車できる奥行きがあり、幅が3.5m以上あること。 駐車場所に車いすのマーク（国際シンボルマーク）が標示してあること。
13	手話での対応	手話のできるスタッフがいる。
14	点字情報	点字による情報案内があること。（例：点字のメニュー、点字誘導ブロック）
15	音声情報	音声による情報案内があること。（例：音声誘導装置）
16	電光掲示板	主として医療機関、薬局等において、電光掲示板による情報案内があること。
17	補助犬を歓迎する	店舗や施設内に盲導犬、聴導犬、介助犬を同伴して入ることを歓迎する旨の表示があること。
18	貸出用車いす	貸出用の車いすの用意があること。
19	研修プログラム実施	店舗等において、又は商店街として、高齢者、障がい者等すべてのお客様を迎えるための研修（都福祉保健局の作成したユニバーサルデザイン研修プログラム等）を実施していること。※

※ 研修プログラム実施店舗等には、「だれにでもおもてなしのサービス」ステッカーを交付します。店舗等の見やすい位置に掲示していただくようお願いします。